

# 耕畜連携地域資源活用促進事業（ご案内）

次期作に向けて、堆肥等の地域資源の購入・運搬・散布支援や簡易機器の導入支援を行います。

## 対象となる方

### 農業者、農業者が組織する団体

- ※ 年間販売金額50万円以上の方
- 国産堆肥、緑肥種子を活用する方（前年産より施用量または施用面積が10%以上拡大する計画であること）
- 京都府みどり認定を目指す方など

### <京都府みどり認定について>

- 「みどりの食料システム法」に基づき、化学肥料・農薬の使用低減などに取り組む農業者の認定制度が令和5年度からスタートしています！
- 農業者は、環境負荷の低減に取り組む5年間の環境負荷低減事業活動実施計画を作成し、京都府知事の認定を受けることができます。
- 認定の申請等については、農業改良普及センターへお問合せまたは京都府HPから検索してください。

【府HPリンク】 <https://www.pref.kyoto.jp/nosan/midorikeikaku.html>



京都府みどり認定



府HP

## 補助対象取組 補助率など

【補助率】 事業実施に係る費用の1/2以内

【補助対象期間】 交付決定日～令和7年2月末

※上記期間内に事業完了するもの

### ① 国産堆肥・緑肥種子の購入費用、運搬・散布委託に係る経費を支援 (ソフト事業、補助上限額：50万円、下限額：1万円)

- ・ 堆肥の散布や緑肥種子の播種の予定面積が30a以上（ただし、水稻は1ha以上）かつ堆肥に関しては6トン以上散布する計画であること。
- ・ 運搬に係る経費は、堆肥生産事業者から事業実施主体のほ場や保管庫等まで。
- ・ 堆肥の活用を検討される場合「京都府畜産堆肥マップ」も参考にしてください。詳細は京都府HPから【府HPリンク】 <https://www.pref.kyoto.jp/chikken/taihi.html>

### ② 化学肥料を低減する取組に必要な簡易機器等の導入経費を支援 (ハード事業、補助上限額：100万円、下限額：1万円)

- ・ 認定農業者、認定新規就農者、農地所有適格法人
- ・ 3戸以上の農業者団体（機械等を共同利用する組織）のいずれか。
- ・ 土壌分析やすき込み、堆肥散布に係る機械が対象（土壌分析装置、フレールモア、マニアスプレッダなど）

「①ソフト」と「②ハード」の両事業合わせて補助上限額：100万円  
他の補助事業と内容が重複する場合、本事業の支援対象となりません。

## 募集期間

令和6年10月7日(月)から11月15日(金)

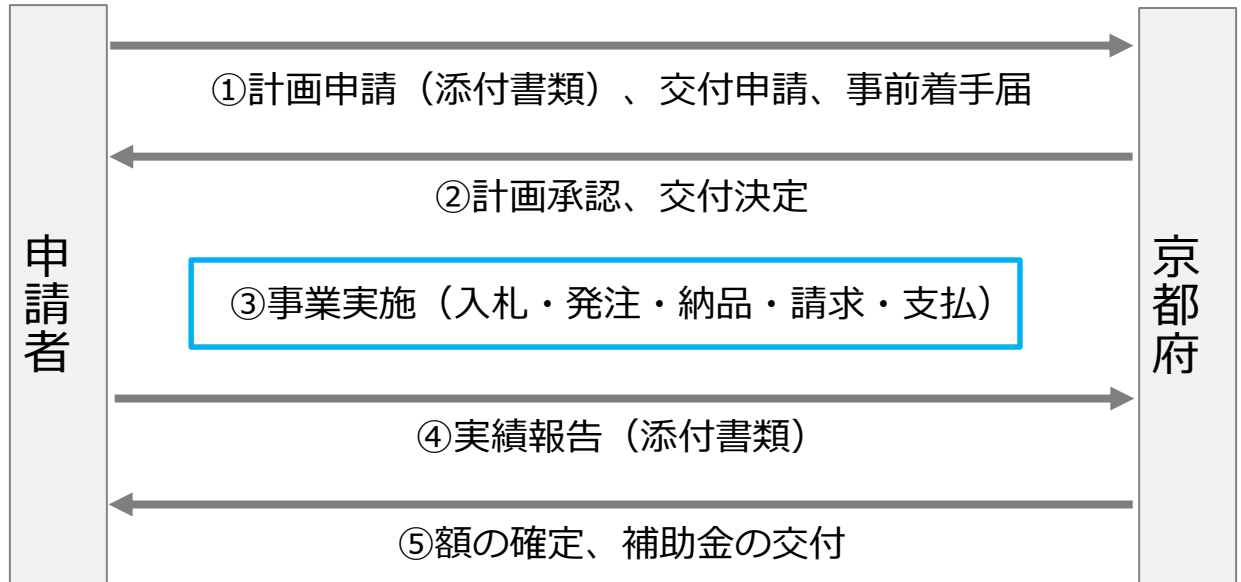
※ 審査の上、予算の範囲内で採択します。

- 申請数が多い場合は、事業採択されないことや補助率が下がる可能性があります。
- 上記の募集期間終了後に、予算状況により随時募集を実施することがあります。

## 【事業申請先（京都府）】

地域	お問合せ・書類提出の窓口	連絡先(電話)
京都乙訓	農林水産部 農産課	075-414-4945
山城	山城広域振興局 農林商工部 農商工連携・推進課	0774-21-2392
南丹	南丹広域振興局 農林商工部 農商工連携・推進課	0771-22-0371
中丹	中丹広域振興局 農林商工部 農商工連携・推進課	0773-62-2743
丹後	丹後広域振興局 農林商工部 農商工連携・推進課	0772-62-4305

## 事業の流れ



### ※添付書類例

- 【計画申請】 参考見積、導入機器のカタログ、団体の場合は規約、名簿 など
- 【実績報告】 見積合わせ、契約書、領収書、堆肥等の散布や導入機器の写真 など

### 【事業全体に関すること】

京都府ホームページ：<https://www.pref.kyoto.jp/nosan/koutikurenkei.html>

お問合せ先：京都府農林水産部 農産課 TEL075-414-4945

